

寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	考え方
1	本文 第4条第1項	第4条第1項を以下のとおりとすること。 「…地位にある者は、前第2条に掲げる事項に関し、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。」 (理由) 監督者の責務を明確にする観点から。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「職員のうち、課室長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。」
2	本文 第4条	第4条第1項第4号として以下の文言を追加すること。 「四 障害者が適切に合理的配慮の申し出ができるようにするために、あらかじめ省内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。」 (理由) 本要領では、障害者が「合理的配慮」を申し出るために、コミュニケーションを支援する者(聴覚障害者の場合は手話通訳者・要約筆記者等)が必要なため。	御指摘を踏まえ、相談体制の整備を規定した第6条第2項を以下のとおり修正しました。 「相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
3	本文 第6条第4項	第6条第4項を以下のとおりとすること。 「…必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。」 (理由) 相談体制の充実を重視する観点から。	第6条第1項第6号では、官房人事課長は相談窓口として職員を指名することができる旨規定しており、従前の当委員会における障害者との接触の頻度等を勘案すると、現状においては、原案に規定している体制で足りているものと考えますが、本対応要領が施行されて以後の相談件数、その態様等も勘案して、必要に応じ、相談窓口の充実を図るよう努めていきたいと考えております。
4	本文 第6条	第6条に第5項として以下の文言を追加すること。 「5 相談窓口について、障害者及び関係者に分かりやすい形で周知されなければならない。」 (理由) 相談窓口の一覧が対応要領に記載されただけではどこに相談すればよいのか分かりにくいことから、相談の実効性を高める観点から周知についての規定を加えるべきである。	対応要領の成案については公正取引委員会のホームページに掲載し公表することを予定しており、施行以後においても、障害者の方と接する機会においては可能な限り相談体制等についての周知に努めていきたいと考えております。
5	本文 第6条	第6条第1項第6号を以下のとおりとすること。 「障害者である職員等、官房人事課長が指名する職員」 (理由) 相談窓口指定されている者に、障害当事者が含まれているように見えない。また、相談窓口の担当となる者が障害の特性についての理解や知識があるのか。これでは、的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安を感じる。 第6条第4項を以下のとおりとすること。 「障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、第1項の相談窓口は障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置する等、充実を図るものとする。」	第6条第1項第6号に規定する「官房人事課長が指名する職員」には、特段の制約は設けられていませんので、障害者である職員等が含まれます。ただし、人事課長が指名する職員については、本対応要領施行後の相談の件数やその態様等も踏まえて、かつ、事例の蓄積等も考慮して、判断することとしています。 また、相談窓口障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置すべきか否かについても、本対応要領施行後の相談の件数やその態様等とその実現可能性や費用負担の程度等も勘案して判断するものであり、現時点で、本対応要領に規定することは困難であると考えます。

寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	考え方
6	本文 第6条	第6条第4項を以下のとおりとすること。 「4 第1項の相談窓口は、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し(手話通訳者・要約筆記者等)、充実を図るよう努めるものとする。また、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害者を含む外部有識者を入れる。」 (理由)障害の特性についての理解がなければ、障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができないと考えるため。 また、障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要があると考えるため。	相談手段の多様化については第6条第2項を修正しています。 なお、相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっていない外部の方を参画させることは予定しておりません。
7	本文 第6条	第6条第5項として以下の文言を追加すること。 「5 相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担についての説明等の際、障害者からの理解が得られない場合は、障害当事者団体等に意見を求めたり相談する等、建設的な解決に努める。」 (理由)障害者と担当者間で解決が難しい案件は相談窓口を中心に調整し、解決に当たれるよう明文化が必要なため。	相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務の掛かっていない外部の方を参画させることは予定しておりません。
8	別紙 第2	別紙第2の3行目以降を以下のとおりとすること。 「…正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、…」 (理由)正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。また、正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化するべきであることから。	御指摘のとおり修正しました。
9	別紙 第2	厚労省福祉事業者向けガイドライン、経産省の対応指針案に下記の文章が書かれている。これは非常に大事な視点なので、貴省も追加すること。 「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断にゆだねられるものではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に自己の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、…」
10	別紙 第2	別紙第2に以下の文言を追加すること。 「なお、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」 (理由)障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が省・担当課職員と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。	職員が正当な理由の当否を判断するに当たっては、相談窓口も含めて当委員会として判断するものであり、正当な理由があるものとして障害者へ説明する際には当委員会全体の意向として説明するものです。 なお、職員が説明する際には、理解が得られるよう丁寧に説明してまいります。

寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	考え方
11	別紙第4の1	「合理的配慮は、公正取引委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく本対応要領においても同様の記述としております。
12	別紙第4の3	別紙第4の3を以下のとおりとすること。 「意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するものを含む。)により伝えられる。 <u>障害者による意思表明を可能にするために、省庁内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳・要約筆記者等)を設置すること。</u> なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために <u>コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者を含む)の設置等により建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。</u> (理由)障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要があると考えるため。	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、当該事項の前段で複数例示しているため、原案のとおりとします。 なお、当該項目のなお書きに、意思の表明がない場合の対応について記載しています。
13	別紙第4の3	別紙第4の3を以下のとおりとすること。 「・・・障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するものを含む。)により伝えられる。」	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、当該事項の前段で複数例示しているため、原案のとおりとします。 なお、当該項目のなお書きに、意思の表明がない場合の対応について記載しています。
14	別紙第4の3	別紙第4の3を以下のとおりとすること。 「・・・自主的に取り組むものとする。」 (理由)法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。	御指摘の趣旨を踏まえ、本文第2条に「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」との記載を追加しました。
15	別紙第4の5	別紙第4の5を以下のとおりとすること。 「・・・盛り込むものとする。」 (理由)法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。	御指摘の趣旨を踏まえ、本文第2条に「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」との記載を追加しました。
16	別紙第5	別紙第5の3行目を以下のとおりとすること。 「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、・・・」 (理由)過重な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。	御指摘のとおり修正しました。
17	別紙第5	別紙第5に以下の文言を追加すること。 <u>「「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるものではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供を求める法の趣旨が形骸化されるべきではありません。」</u> (理由)障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「過重な負担」という抗弁(差別行為の正当化)はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきものである。	御指摘を踏まえ、本対応要領第5を以下のとおり修正しました。 「過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、・・・」

寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	考え方
18	別紙第5	別紙第5を以下のとおりとすること。 「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」 (理由)障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が省・担当課職員と障害者の間に入ること、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。	職員が過重な負担に該当するか否かを判断するに当たっては、相談窓口も含めて当委員会として判断するものであり、過重な負担に該当するものとして障害者へ説明する際には当委員会全体の意向として説明するものです。 なお、職員が説明する際には、理解が得られるよう丁寧に説明してまいります。
19	別紙第6	別紙第6の合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例として、以下の文言を追加すること。 「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。」 (理由)聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で、対応すべき。	御指摘を踏まえ、以下のとおり追加しました。 「災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」
20	別紙第6	別紙第6の合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例として、以下の文言を追加すること。 「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」	御指摘を踏まえ、以下の文言を追加しました。 「災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」
21	別紙第6	別紙第6の合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例として、以下の文言を追加すること。 「電光掲示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」	御指摘を踏まえ、以下の文言を追加しました。 「災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」
22	別紙第6	別紙第6の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、以下の文言を追加すること。 「必要に応じてコミュニケーション方法を支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置する。」 (理由)意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。	コミュニケーション方法を支援する者(手話通訳者や要約筆記者等)を事前に設置することは、本対応要領の別紙「第4 合理的配慮の基本的な考え方」に示しているとおり、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めるべき事項と考えられますが、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、この点を踏まえて、同別紙第6に合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として様々なコミュニケーション手段を示しているところです。

寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	考え方
23	別紙第6	<p>別紙第6の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、以下の文言を追加すること。</p> <p>「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」</p> <p>(理由)改正障害者基本法33条2に「様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。」とあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。例えば、聴覚障害者の場合、音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができない。そのための介助員が必要。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の文言を追加しました。</p> <p>「会議の進行に当たっては、職員等が出席者の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」</p>
24	別紙第6	<p>別紙第6の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例を以下のとおりとすること。</p> <p>「障害者から申し出があった際に、…」</p> <p>(理由)ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。</p>	<p>御指摘のとおり修正しました。</p>
25	別紙第6	<p>別紙第6の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「要約筆記」を明記すること。</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。頂いた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>
26	別紙第6	<p>別紙第6の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例を以下のとおりとすること。</p> <p>「視覚障害者(読字障害者を含む)に会議資料等を事前送付する際、読上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。」</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。頂いた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>
27	別紙第6	<p>別紙第6の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、以下の文言を追加すること。</p> <p>「会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある出席者や知的障害を持つ出席者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。」</p>	<p>御指摘のとおり修正しました。</p>
28	別紙第6	<p>別紙第6のルール・慣行の柔軟な変更の具体例中の「順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。」について、発達障害者を想定したものであるならば、検討の余地がある。</p> <p>確かに発達障害者の中には順番を待つことに非常にストレスを感じてしまう方もいる。しかし、それは障害特性というよりは、「順番を守る」ことを学習しそこねた結果(未学習の結果)というべきものである(発達障害児者でも多くは学童期あたりまでには学習できる)。</p> <p>「順番の入れ替え」については、これを国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことにより、未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず、いきすぎた配慮の要求や、自治体窓口や民間でのトラブルへの波及、ひいては訴訟等の増加等なども懸念される。</p> <p>窓口対応などにおいては手続き順などを入れ替えてしまったほうがスムーズに行くといった面はあるかと思うが、社会と当事者の先々のためにも、この項目における「順番の入れ替え」部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記すべきである。</p>	<p>この記載は、必ずしも特定の障害者を念頭に置いたものではありません。</p> <p>障害には様々な種類があり、またその状況も人によって大きく異なることから、実際の運用に当たっては、御本人や周囲の方に状況をお伺いしながら、適切な形で対応させていただきます。</p>

寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	考え方
29	別紙第6	<p>別紙第6のルール・慣行の柔軟な変更の具体例を以下のとおりとすること。</p> <p>「非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援する者(手話通訳・要約筆者等)の同席を認める。」</p> <p>(理由)聴覚障害者の場合、会議の理解を援助する者だけでなく、情報保障・コミュニケーションを支援する者の同席が必要なため。</p>	<p>本対応要領では、合理的配慮に当たり得るルール、慣行の柔軟な変更の具体例として、「非公表や未公開情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある出席者の理解を援助する者の同席を認める」ことを明記しております。この「理解を援助する者」には、手話通訳者や要約筆者等のコミュニケーションを支援する者も含まれます。</p>
30	別紙第6	<p>別紙第6のルール・慣行の柔軟な変更の具体例として、以下の文言を追加すること。</p> <p>「スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」</p>	<p>御指摘のとおり修正しました。</p>

上記のほか、障害者施策全般に関わる御意見等を頂きました。